

平成25年8月26日付け長崎地方検察庁の処分通知に
対する審査申し立てに関する動議

長崎地方検察庁は、平成25年8月26日付で長崎県議会が行った地方自治法違反とする23件の告発すべてについて不起訴処分とした。

本件告発については、長崎地方検察庁が事実を精査し、慎重な捜査を行っていただいたものとは考えるが、地方自治法第100条に基づき設置された諫早湾干拓事業における入植者選定に関する調査特別委員会への正当な理由がないままの証人の不出頭や記録の不提出という厳然たる事実を前に、嫌疑不十分として不起訴処分とされたことは、同法の明文規定からして到底受け入れ難く、検察審査会法第30条の規定により、本県議会として検察審査会への審査申し立てを行うことを求めるものである。

なお、審査申し立てにかかる必要な手続については、議長に一任する。